

# 平成20年度

# 市県民税の税制改正

地方税法の改正により、平成20年度の市県民税から、次の点が改正となります。

1. 地震保険料控除の創設
2. 税源移譲に伴う住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)に係る調整措置
3. 老年者の非課税措置の廃止に伴う経過措置の終了

## 1. 地震保険料控除の創設

従来の損害保険料控除が改められ、地震保険料の支払い金額の2分の1(最高2万5000円)に相当する金額を控除する制度が創設されました。

経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険契

約に係る保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金があるも

税源移譲によって、所得税が減ること住宅借入金等特別控

2. 税源移譲に伴う住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)に係る調整措置

の)については、従前の損害保険料控除(最高1万円)を適用します。なお、短期損害保険料(表1参照)は控除対象外となりました。

表1

種類	A：短期損害保険	B：長期損害保険	C：地震保険
改正前	支払保険料に応じて控除 ＜控除限度額＞ 市県民税：2,000円 (所得税：3,000円)	支払保険料に応じて控除 ＜控除限度額＞ 市県民税：10,000円 (所得税：15,000円)	※単独での適用無し
	AとBの控除額を合わせた額 ＜控除限度額＞ 市県民税：10,000円 (所得税：15,000円)		
改正後	廃止	経過措置として、平成18年末までに契約したものについては、従前どおり適用	支払保険料の1/2(所得税は全額) ＜控除限度額＞ 市県民税：25,000円 (所得税：50,000円)
		BとCの控除額を合わせた額 ＜控除限度額＞ 市県民税：25,000円 (所得税：50,000円)	

※市県民税は平成20年度課税分、所得税は平成19年分からの適用です。

除を受けられる額が減ってしまった場合は、一定の事項を記載した申告書を提出することにより、その分を平成20年度以降の市県民税(所得割)で減額する措置が創設されます。

### ◆対象者

平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けている人

※平成19年以降に入居した人については、「市県民税の住宅ローン控除」の適用はありません(所得税について、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられています)。

### ◆実施時期

平成20年度～平成28年度

※市県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年「市県民税・県民税住宅借入金等特別税額控除」の申告(制度の適用を受ける年の3月15日まで)が必要です。

# 住宅ローン控除モデルケース

◆夫婦+子ども2人 給与収入700万円（住宅ローン控除可能額27万円）の場合◆  
 （子ども1人は特定扶養〈16歳～22歳〉で、社会保険料控除を給与収入の10%として算定）

申告しないと…				申告すれば…			
税源移譲前	税額	住宅ローン控除額	負担額	税源移譲後	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	263,000円	263,000円	0円	所得税	165,500円	165,500円	0円
市県民税	196,000円	0円	196,000円	市県民税	293,500円	97,500円	196,000円
合計	459,000円	263,000円	196,000円	合計	459,000円	263,000円	196,000円

控除額が減少し、負担が増加します。

住宅ローン控除額が減少しないよう、市県民税(所得割)から控除します。

※「市県民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額です。

## ◆手続き

### 〔申告書の提出時期〕

平成20年3月17日(月)まで  
 〈申告用紙は、2種類あります〉

①「給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用」

②「確定申告書を提出する納税者用」

なお、平成18年分で、住宅ローン控除を受けた人については、1月初旬に申告用紙をお送りします。

※ただし、申告書をお送りするすべての人が市県民税から住宅ローン控除を受けることができます。そのわけではありません。

また、税務課、各地域局住民福祉課、各地域市民センター、高梁税務署にも1月初旬に申告用紙を備えます。

### 〔提出方法〕

▼年末調整済みで所得税の確定申告をしない人…①の用紙で源泉徴収票を添付して市税務課へ提出  
 ※給与所得者は、源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載されている場合、市県民税から住宅ローン控除を受けられる可能性があります。

表2

区分	均等割			所得割
	市民税	県民税	計	
平成18年度	1,000円	400円	1,400円	所得割額の1/3課税
平成19年度	2,000円	900円	2,900円	所得割額の2/3課税
平成20年度	3,000円	1,500円	4,500円	全額課税

■問い合わせ 税務課市民税係  
 TEL 0214

▼所得税の確定申告をする人…  
 ②の用紙で所得税の確定申告書とともに税務署、または市税務課へ提出

### 3. 老年者の非課税措置の廃止に伴う経過措置の終了

前年の合計所得金額が125万円以下の65歳以上の人(平成17年1月1日現在)に対する非課税措置が平成17年度で廃止され、急激な税負担を軽減するための経過措置が平成18・19年度の2年間設けられていましたが、平成20年度からは全額課税となります。(表2参照)